

第7回適正な価格形成に関する協議会 議事要旨

令和7年3月21日

○日本スーパーマーケット協会 江口 専務理事

資料2のP.8に、SM物流研究会、FSP研究会の記載があり、業界の商習慣の見直しは、2020年頃から様々な話が来ていたが、商習慣と自社の都合が混在していて、何を改善すべきかの交通整理ができていない状況だった。そこを時岡構成員とともに、FSP研究会の製・配・販で、サプライチェーン全体の効率化には何が必要か、何をすべきかを議論し、課題を出した。資料に記載の「定番商品の発注時間」、「納品期限」、「特売等のリードタイム」の3点は、SM物流研究会の「持続可能な食品物流に向けた取り組み宣言」にもしっかり入っている。これは、製・配・販のサプライチェーン全体の効率化のために必要だということがFSP研究会で出されて、それを具体的に実現するために、SM物流研究会を作って、皆さんに実施する宣言をしてもらった。労務費指針ではないが、トップのコミットメントが絶対条件になっていて、企業としてやるということを宣言してもらっている。そういう方に参加していただくという非常に厳しい条件だったが、当初4社で始まったものが、現時点では20社になって、売上規模は6.4兆円を超えるところまで来た。物流問題については皆様積極的にやっていただいている。こうした中で、サプライチェーン全体の効率化のためのものを入れていただければと思うが、決してそれは小売業側だけの課題ではなく、サプライチェーン全体の課題。例えば、パレット納品がされていないために、センターでの荷待ち・荷役時間が2時間を超えるといったこともある。全体のことを考えると、恐らくこれはSMのセンターだけで起きていることではなく、バラ積み納品は、荷待ち・荷役にも影響すると思う。こうしたサプライチェーン全体に影響する効率化できることを積極的にやることは、川下も川上も変わらないということをしかり認識いただけると嬉しい。

交渉記録を書面でということは、ライフコーポレーションさんもしっかりやられているが、書面の内容は新たな作業が大きな負担にならないレベルにしてほしい。当然、やり取りの証拠があり、その結果この商品がいくらになったというものは必要だが、あまり細かい内容を求めるものではないようにしていただければと思う。

Q 交渉記録を書面で行うことへの負担はあるのか。

○株式会社ライフコーポレーション 中島 首都圏商品本部 本部長

商談しながら商談メモを記載しているので、仕入れ担当の負担になっていることは確か。ただ、何を言ったか、何を決めたかを残さなければならないので、そこについては書くが、より細かな事柄、経緯を書くとなると、本来商談時間が30分で済むところが1時間半になったり、その分残業になったりということに繋がるのではないかという心配はある。

○日本惣菜協会 清水 専務理事 （黒田副会長の代理出席）

判断基準に盛り込むべき事項として1点述べる。価格は需給や価値等の市場原理で決まると思っている。惣菜など日持ちのしないものは、一次産品、素材でほぼ原価が決まる。その面で、加工品と違って原材料の在庫を持つことができないので、天災や地政学リスク、為替で大きな変化があった場合は、すぐ単価に跳ねかかってくる。そうしたことがあった場合は考慮をする、ということを相談したい。例えば、キャベツが高騰しているのにカット野菜はずっと100円で売られているケースがあり、商談にならない。今、カット野菜がお買い得ということでカット野菜業者は大変苦労している。当然、弁当や惣菜にしても、米の問題でもそうだが、すぐ価格に跳ね返ってくる。そうした急激な原材料の変化があった場合はしっかり商談に応じていただく、という項目を加えていただきたい。

Q 発注者の立場からの発言か。

○日本惣菜協会 清水 専務理事 （黒田副会長の代理出席）

惣菜メーカーとしては両方の立場があるが、惣菜メーカーとしては受注者の場合として、急激な変化があった場合の商談にしっかりと応じるとの項目を入れていただきたい。

○全国スーパーマーケット協会 城山 事業部長 （島原常務理事の代理出席）

まず、協議のテーブルにつくことに賛成であり、非常に重要だと思っている。全てがここから始まっている。

次に、先ほど江口構成員、中島氏から話があった交渉記録の件だが、我々も商談メモを取るが、公証記録について品目が多くなったり、カテゴリー領域が広がったりすると、商談に影響が出る。特に保管について影響が出るので、皆さんの意見を取り入れて慎重に進めていただきたい。

○九州大学 福田 名誉教授

江原氏に質問だが、産地側からの要請で価格変更になると、資材価格やエネルギー価格の高騰を配慮してくれというものが多いと思うが、青果物だと、天災、気象変動に基づいて十分な収量が採れず価格を上げてくれということが突発的に起きると思う。そういったことは、協議前や協議後に起きることもあると思うが、どう対応しているのか。

○デリカフーズ株式会社 江原 取締役食品事業部長兼広域営業部長

産地様から、直近の天災に対して値上げしてくれというケースよりも、物が無くなり物を出していただけなくなることの方が多い。物が無くなるので、弊社が市場など他で高いものを手当するという現象が発生し、産地様はその市場価格に応じて、その翌年に高い提示をしてこられるので、我々はそれに対応していくという形。我々がお客様に相談するのは事後になってしまう。例えば、昨年11月からキャベツが高騰しており、それによって多額の損失が発生したため、全てをお客様に負担いただくこと

はないが、その内の何割かはお客様に相談するということが事後に発生している。昨年10月だと、きゅうりが1本200円、トマトが1個1,000円となって、我々がそれを市場やスーパーで購入してでも納めさせていただいた。今年についても、昨年と同様にきゅうりが1本200円、トマトが1個500円から1,000円となる可能性があるが、それでもメニューとして使うのかということを含めお客様に相談し、選択してもらい、それでも使うということであれば、我々はある程度コストをかけてでも安心して原料の確保に努められる。確約がないと、安定供給のために費やした労力やコストが回収できないという不安を抱えながら原料確保を続けることになる。

この確約によって双方で無駄な労力やコストがなくなるので、今年はそうしたことを事前にお客様に相談しようと思っている。

○全国農業協同組合中央会 馬場 専務理事

現場の取引の状況について教えていただき感謝。私からは今日の議論のテーマ2つについて述べる。事業面による取組については後ほど全農から話があると思う。

1点目は労務費指針について、労務費指針で求められている内容が、今回の適正な価格形成の仕組みの下での努力義務として、売り手・買い手双方に求められる誠実な協議に類似するものと受け止めた。労務費指針では、資料2のP.6のように、大半の関係者で取り組まれていると見て取ることができた。その意味で、本協議会にお集まりの関係者が誠実な協議を実施するという努力義務を果たしていくことは十分可能ではないかと思った次第。

2点目の商習慣の見直しの持続的な供給に資する取組について、資料2のP.8のとおり、物流2024年問題への対応として、JAグループにおいても関係者との協議・対応を進めているところであり、他の業界においても様々な取組が始まっているものと承知している。そうした意味では、商習慣の見直しについても、関係者間での取組は十分可能ではないかと思う。先日法案も国会へ上程され、その審議も目前に迫っているところ、この判断基準の策定も含めて、法制度の実現についてより踏み込んだ議論ができればと思う。

○全国農業協同組合連合会 齊藤 代表専務理事

法制化に向けてご尽力いただいていた農林水産省の皆様に心より感謝申し上げます。

まず、労務費指針において、発注者の立場での体制と運用状況について述べる。全農は、トップの理事長が取組方針を内外に発信し、パートナーシップ構築宣言を公表している。体制として、法務リスク管理統括部が窓口となって各部門に具体的な指示を行っている。年2回、3月と9月の価格交渉促進強化月間にあわせて、全部門の価格協議進捗状況調査を実施すること、特に価格協議の申し出のない取引先へは文書で意向確認を行うなど、取引先との協議と記録の保管が確実に実行されるよう運用している。これは127社の国内子会社でも徹底をしている。このように日常の業務の中で当たり前のこととして習慣化されるよう取り組んでいる。労務費指針に掲げられている

判断基準が全て関係者で共有され確実に取り組まれば、適正な価格形成は実現されるものと生産者団体として期待をしている。

1点だけ述べると、この取り組みがサプライチェーン全体で習慣化するための環境作りとして、価格交渉促進月間のように、食品適正価格推進月間のようなものを作るのはどうか。

商慣習の見直しについて、我々の取り組みとして、生鮮品の納品時に産地側の運搬手に荷下ろしをしてもらう習慣について、近年の物流問題を受けて取引先に見直しをお願いしている。また、発注リードタイムは延長傾向にある。引き続き売り手買い手双方で必要なことを協議してこうした改善を協力して進めていくことが何よりも大事。

先ほど、ライフコーポレーション中島氏から、サプライチェーン全体の発注者として採るべき行動の中で我々が値上げすることによって日本の農家を支える、という非常に有難い言葉をいただいた。今回参加の協議会構成員の皆様に日頃より御協力を頂いていることに、心より感謝を申し上げたい。

○中央酪農会議 菊池 専務理事 （隈部副会長の代理出席）

誠実な協議の実施に関して2点ほど述べる。

1点目、例示いただいた労務費指針に、説明資料を求める場合は公表資料とする、とある。これを適用すること自体に異論はないが、公表資料の活用に当たって次のことを考慮いただきたい。指定団体と乳業者の間で乳価の改定は年度ごととしており、前年の12月末までに決着させることが基本。その際、生乳の生産費については、農林水産省で調査公表している牛乳生産費の統計を活用しているが、交渉時点ではこの統計が3年前の結果しか出ていないので、実際にはその調査結果を基に、農林水産省の他の各種統計資料から資材価格等を試算して直近の生産費を推定して交渉している。ただ、3年後に公式の調査結果が公表されると、例えば近年のように資材価格が高騰する中では、酪農家がやむなく飼料を抑えた、投資を控えた等の結果が反映されて、価格交渉時の推計値よりも公表値が低くなるが多々あり、推計値と公表値の差に不信感をまねく懸念がある。このため、牛乳生産費統計の公表時期を可能な限り早めるとともに、実態を適切に反映できるよう、適宜標本数や調査方法などの検証をお願いできればと思う。

また、既存の公表資料の調査項目のみではコスト変化等を反映しきれないものもある。例えば、工場までの生乳の輸送経費や検査経費は、生産者の負担となっている。さらに、国も推進している乳業工場の再編、集約化に伴って、生乳輸送が長距離化していくということもある。こういったコストの増嵩も考慮していく必要がある。

加えて、今後みどりの食料システム戦略といった対応に伴い追加の取り組みに係るコストも出てくる。しかし、これらに関する公的な資料はないので、今後こういったデータの調査公表が課題になると思う。

2点目に判断基準について。考慮されるべき費用の考え方など、この法律の運用方法が固まらなないと確定しきれない面があるのではないかと。先ほど、資材価格が高騰するなかで酪農家段階では飼料費や投資を抑えて、後に公表される生産費が推定値より

も低く出ると話したが、これはコスト低減の取り組み結果ともいえるが、牛や施設に無理をさせている望ましくない姿でもあり、価格形成に当たっては持続可能な本来あるべき経営の姿を維持できる水準を勘案していく必要があるのではないかと。今回の法律でこのような持続可能な経営水準を考慮していくのか、それとも単に統計上のコストの変動を反映させていくのか、そういった運用の考え方によって判断基準に盛り込むべき事項も異なってくるのではないかとと思うので、今後のコスト指標の在り方や、具体的な運用の検討とあわせて判断基準も柔軟に検討していただければと思う。

○食品産業センター 荒川 理事長

食料システムの中の食品産業、特に食品製造業を中心とした団体なので、その立場から意見を述べる。

まず各論に入る前に、今回の法案が3月7日に閣議決定をして、ようやく国会に出たということで大変関係者の皆様方の尽力に感謝。

一昨年8月からこの会議と、食品産業の持続的な発展に向けた検討会それぞれで議論が進んできた訳だが、それを取りまとめる大変いい形で、合理的な費用の考え方と、食料システムの持続的な発展が1つの法形式の中で取りまとめられたのは大変素晴らしい。この会議の最初からずっと申し上げているが、川上から川下まで特定のところにしわが寄らない形で課題解決に向けた取り組みが進むことが必要だということで、当初は様々な議論があったと記憶しているが、今日こういう形で皆様と議論ができることは大変有難い。

今回は、判断基準となる行動規範の検討に向けての取り組みだと思う。公正取引委員会が令和5年12月に労務費指針を出したときにも「こんなのできるのか」というのが関係者の思いだったと思うが、我々関係者も、行政も積極的に対応して、意識の醸成が進んだことはとっても素晴らしいと思う。労務費指針はもちろん、その他の様々な持続可能性を高めるための取り組みについては、食品製造業としてしっかり取り組んでいこうと思っている。この間、食品産業センターとしても国から支援を頂いて、フードサプライチェーン官民連携プラットフォーム事業を進めており、多くのセミナーや勉強会で食品産業関係者の皆様に今の動きを発信してきた。多くの現場で価格交渉やそれにあたる皆様の参画をいただいて、食品産業サイドの意識改革に努めてきた。

併せて、公正取引委員会の労務費指針にもあるが、経営トップの意識改革も重要。その点、食品産業センターの友好団体である食品産業中央協議会は日本の主要な食品産業企業40社のトップが会員になっている。そこで年3回勉強会をやっている。宮浦総括審議官にも登場いただき、めぐる情勢の説明をいただいて、経営トップの意識を変えていくということも取り組んでいる。資料2のP.7のA社は、我々の重要な会員企業だと認識しているところ。

また、食品産業センターは平成7年から食品産業における取引慣行に関する実態調査を30年近くやっており、毎年成果物を公正取引委員会も含めた関係者に出している。そういう意味で、食品産業センターはそれなりの知見を持っていると思うので、

この法律の具体化や施行にあたり、お役に立つのであればぜひとも引き続き役割を果たしてまいりたい。

○日本乳業協会 宮崎 専務理事

適正な価格形成に係る協議会及び WG の開催と食料の持続的な供給に関する法制化における検討は、関係者が多岐にわたり、事務方は大変苦労が多かったと思う。感謝。

誠実な協議の実施に関する事項について、労務費指針に掲げられている、取るべき行動等に対する会員企業の運用状況については、大手乳業 3 社や一部中小乳業においても、パートナーシップ構築宣言を行っている状況。具体的には、サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携、下請け企業との望ましい取引慣行の遵守の宣言となっている。この遵守の宣言については 5 つ項目があり、価格決定方法、価格管理などのコスト負担、手形などの支払い条件、知的財産・ノウハウ、働き方改革等に伴うしわ寄せをしないような形の取引適正化の重点を課題として宣言している。

また、労務費指針に記載されている各種の行動に関して、飲料牛乳生産コストの大部分を占める生乳取引に関して申し上げると、労務費に限った交渉ではなく、生乳生産コスト全体に係る事柄や、その時々が生乳の需給状況を踏まえた交渉となっている。これは、定期的に交渉している状況でもあるし、生産環境が急激に変化した場合は、その都度要請があれば、期中においても交渉・改定を行っている実績もある。

交渉においては、農林水産省の牛乳生産費調査を参考にしているが、菊池構成員から話があったように、直近のデータがない点が課題となっている。そのため、交渉が長くなる一因とも考えられる。いずれにせよ生乳取引については、概ね労務費指針に沿った協議がなされていると考えている。また、こうした実態を踏まえると、判断基準に盛り込む事項としては、労務費指針に記載されている定期的な協議の実施、説明を求める場合には公表資料とすること、要請があれば協議のテーブルにつくこと、定期的なコミュニケーションは、判断基準に盛り込むべきことと考えている。また、合理的な費用を考慮した価格形成の判断基準としては、労務費指針に記載された行動で十分にカバーできると思われるので、これ以外に盛り込む事項は特にない。

一方、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に係る指針によると、発注者として説明資料を求める場合は公表資料とすること、また受注者として根拠とする資料は公表資料を用いること、とされている。労務費は毎月勤労統計調査が公表されているので最新の情報が利用可能と思う。しかし、生乳の場合、生産費の調査が公表されるのが翌年の 12 月、詳細な通知が公表されるのが翌々年の 3 月なので、公表資料ではあるものの、そのまま使えないというのが課題。

また、生産者団体以降の生産費については、コスト指標を作成する団体がどのような団体で、どのようなコスト指標があるのかが現段階では不明なので、今後 WG 等で詰めていく課題と考えている。

商慣習の見直しに関する事項については、日本乳業協会において食品ロスによる観点から、2023 年度に牛乳の商慣習実態に関するアンケート調査を実施した。このアンケート調査を踏まえて、①納品期限を賞味期限の 2 分の 1 とすること、②納品リードタイムの確保、③発注の適正化、という目標を掲げて関係省庁に要請書を提出すると

ともに、流通業界の団体にも協力依頼の文書を提出した。また、これを踏まえて 2024 年 7 月から、納品期限の緩和とリードタイムの確保にターゲットを絞って、会員の個社にて流通各社と商談を開始している状況。現状、アンケート調査を行っており、その中では、各企業の協力のなかで一定の成果がでてしていると聞いている。また、賞味期限が混同した製品の複数納品というのが今後の課題の 1 つかと思う。

○日本チェーンストア協会 牧野 専務理事

法案についてはこの場で色々と意見を申し上げてきた。対象となる食料品がどんどん増えるのではないか、あるいは本当に消費者が買わなくなるのではないか、という懸念点はまだ残っている。現に、輸入米が拡大しているようだ。そのため、引き続き機会を捉えて、そういったことを発信してまいりたい。

今回提示いただいた商慣習と判断基準について、チェーンストア協会は、比較的規模の大きい会社が会員なので、基本的に誠実に協議ができていると認識している。一方、大きくて目立つところもあるので、どうしても目をつけられやすいと懸念している。そういったところに、公正取引委員会、中小企業庁に加えて農林水産省が過大な負担を強いるようなことにはならないようにしていただければと思う。

判断基準については、江口構成員から発言があったが、基本的に我々も同意している。商慣習の見直しについても協働して取り組んでいく事柄だと思うし、逆にその他の川上の皆さんに求めていかなければいけないこともあると思っている。

○日本農業法人協会 井村 副会長

合理的な費用を考慮した価格形成に関する法案が国会に提出されたということで、生産者の立場として感謝申し上げる。また、この協議会においては、川上から川下までの色々な方が集まった中で、持続可能な生産現場に対して理解をいただき、農業を生業とする者に対して、皆様にご指導いただけることを嬉しく思っている。

日本農業法人協会は、2,100 社の会員がいる。売上の平均は約 4 億円。部門により異なるが、例えば米を主とした形態では、約 1 億円が平均的な売上。零細と呼ばれるような企業で、これまで価格交渉がなかなかできてこなかったことは反省。この中で、このような指針を示していただいて、我々も今後価格交渉をしていかなくてもはならない。また、しっかりとしたエビデンスをもって消費者に伝わるような価格を訴求していかなくてもはならないと身が引き締まる思い。

加えて、私たちの形態は、専門の営業社員や、価格交渉等の専門の営業部門などを持っている会社は少数。1 億円くらいの米農家であれば、経営者が価格交渉を行っている。この辺りの体制も整えていき、しっかりと協議していきたい。

会員企業の実際の運用状況や社内体制について、営業や価格交渉の専門部署がないので、スムーズに取引先と価格交渉を行っていくことが、私たち業界・会員の課題。

判断基準に盛り込むべき事項については労務費がクローズアップされており、「去年の人件費が 5 % 賃上げしたので、5 % の基準でアップする」という考え方もあるかと思うが、低価格が続いていて、従業員の給与水準が他産業と比べて決して高いものではない。そういった点も加味して、農業界の従業員の給与引き上げができるような

メッセージをどのように発信していけばよいか、今後ご教授いただきたい。昨対としても元が小さいため、なかなか従業員の給与水準が他産業の労働者並みにならない。そのため、判断基準に業界として労働者の所得向上を加味いただければと思う。

商習慣の見直しの提案について、会員へのヒアリングが間に合わなかったので私の経営で言うと、加工用米、新規需要米、飼料用米、米粉用米等は、5月頃に実需と契約書を結び、そこに単価を入れるが、昨年は5月頃に取り決めた単価と実際の出来秋の相場はかなりかけ離れていた。私は今までどおりの価格で出したため、大変喜んでいただいた。ただ、毎年10万トン需要が減っていく中で、価格に対して買い手市場になっていたところ、自分たちの経営を見て、どの程度の価格で再生産できるのかを認識した上で、5月の時点で出来秋価格を交渉したい。今までこの価格だったということではなく、持続可能な価格交渉を加工用米、新規需要米、飼料用米、であってもやっていくべきだと皆で話している。

判断基準に盛り込むべき事項は、従業員の給与水準を上げたいということである。

○全国中央市場青果卸売協会 出田 専務理事

2つの努力義務いずれも、市場の取引においても対象になるということだが、誠実な協議の件について、卸売業者と産地の関係は、産地からの委託を受ける場合、市場法により受託拒否禁止の規定があり、出荷されたものをそのまま受けて販売する義務がある。産地の代理人となって販売するということで、産地との関係では受注発注の関係はない。

買い手側の仲卸等が誠実に協議する義務の対象になるだろうと思うが、その場合、例えば、労務費指針に書かれている定期的な協議については市場の取引には全然馴染まないものになるだろう。具体的なイメージはないが、判断基準を定める際、一般の相対取引と市場取引では、努力義務の判断基準の在り方、特に市場取引については一般の取引とは馴染まない部分がある。その部分を考慮する必要があるかは分からないが、両者に違いがあることはよく認識してほしい。

商慣習の見直しについて、市場取引は、市場法に基づいて、市場開設者である自治体が定めて大臣が認定する業務規程に取引ルールが定められている。仲卸とスーパー等小売りとの間の取引については、様々なガイドラインが示されているが、卸と仲卸の間に不合理な商慣習があって、それを見直すという議論は今のところ出てきてない。

いずれにしても、我々としては、農水省が示された運用の方針に従って、貯蔵性の高い品目を対象に販売数量を設定して、コストを考慮した取引ができるように取り組んでまいりたい。

○日本加工食品卸協会 時岡 専務理事

実際の経験からだが、商慣習の見直しは大変エネルギーのかかる作業。このテーマは、個々の企業よりも業界全体のテーマ。従って、こういうことを個々の交渉の中で解決していく形はかなり大変で難しいことではないか。また、商慣習の見直しは、個々の交渉で行うと、どうしても取引条件になってしまう。結果、ある一部が解決しても、それは部分最適であり、決して全体最適に繋がらない場合がある。従って、様々

な商慣習がコストの1つの原因となっていることは十分あると思うが、その解決手段として、個社同士の交渉よりも、もっと大きな枠組で、消費者を含めたところで商慣習の見直しを図ることが必要ではないか。個々でやると、取引条件になって、結果的に生産性が悪化する可能性もある。物流で上手くいったのは、持続可能な物流を実現するためにどうやって皆で協調していくのか、物流は取引条件ではない、として始めたことで、製・配・販の様々な連携が出来た。江口構成員が述べたように、様々なところで質直しているので、そういう1つの切り口が重要。

また、費用等を考慮するための様々な面での協議の申し出を誠実に行うことは根本の話。資料に、公正取引委員会の労務費転嫁についての事例が出ているが、あまり細かいお作法的なことを規定することが良いのかは疑問。かえってこういうことを全部まともにやると、生産性が落ちて、本来進むべき交渉が進まなくなることもあるので、その辺は実態に即して行うべき。あまり細かな規定を設けることは疑問。お互い切磋琢磨の交渉の中で転嫁をいかに納得してやるか、業界全体の生産性向上をどうやっていくか、ということは根本かと思うので、そういう点も考慮いただけるとありがたい。

○日本生活協同組合連合会 平野 政策企画室長（二村常務理事の代理出席）

今回の議論を聞き、現段階でも様々な工夫をし、川上とも川下とも相談しながら柔軟に商談をやっているという状況が良く分かった。あまり仕組みを過剰に作りこんでしまうと、新しい方法に変えるときにかえって摩擦やストレスが発生する懸念もある。

今回のこの制度について、労務費指針をモデルに検討されているが、課題になっていることがあれば、どのように対策するかなど、考えがあれば伺いたい。

本日の議論を踏まえて、調査段階と実際に運用する際のデータのタイムラグが課題になるのでは、と思う。

また、インフレに消費者の可処分所得が追い付いていないという過渡期において、価格転嫁を円滑に進めるため商慣習に向けて最小限のプッシュが必要という認識でいるが、そういう認識で合っているかということと、過渡期の施策であれば、恒久的な仕組とせずに、どこかで商慣習が定着したら、取扱いが変わっていくのかということ伺いたい。

○主婦連合会 田辺 副会長

パートナーシップ構築宣言について、急激な物価上昇に対して賃上げが追い付いていない中で、今回の取組が好循環を生むようにと期待している。

商慣習の見直しについて、資源の効率的な利用、廃棄物の最小化、環境への負荷低減が、価格変動を最小限に抑えることに結びつくようにと望んでいる。

○全国消費者団体連絡会 郷野事務局長

誠実な協議の実施に関する事項について、労務費の上昇分が調達価格に反映されることは、価格形成のうえで必要ということは理解している。その結果である小売価格の引き上げ、商品の値上げについては、消費者として許容できる場合とできない場合があることは、これまでも申し上げてきた。そのうえで、できる限り業務の効率化や

生産性の向上を図っていただきたい。また、「労務費指針に掲げられている行動の取組状況」の資料にあるように、情報の伝達やコミュニケーションの精度を上げていくことをお願いしたい。「個社における取組例」にある、パートナーシップ構築宣言等の取組については、現場の従業員にも周知されることが重要。定期的な社員研修等を通じて従業員に周知し、企業風土を変えていくことが必要。企業風土を変えていくためには、経営トップの積極的なメッセージも必要。取組方針を社内外に示しながら、実効性のある取組を進めてほしい。

商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組について、取引環境の多様化やグローバル化に伴って、商慣習の見直しは必要だと考える。公正で持続可能な取引としていくためには、事業者の努力だけではなく、消費者の意識の変化も必要。例えば、常に品切れがないこと、豊富な品揃え、発注から短期間での納品等、消費者がこれまで当たり前求めていた概念を見直すことから始めることも重要ではないか。日本特有の商慣習を見直し、許容することで、余剰生産や食品ロスが抑制され、物流の効率化が図られることを消費者同士の学び合いにするべき。会議の場で何度も確認されていることだが、すぐに食べる商品は手前から取る、欠品していても仕方ない考える、期限表示の正しい認識を持つ、などを今一度日常生活の場で実践できるよう、消費者団体としても促していきたい。

○九州大学 福田 名誉教授

今まで皆さんが発言されたことで了解できていると思う。ただ、現状この労務費指針の取組状況で言うと、項目によってバラツキもあるようだが、業種や規模感で相当取組に差があると思うので、そこをこれから進めるうえでも十分配慮していく必要があるのではないか。